

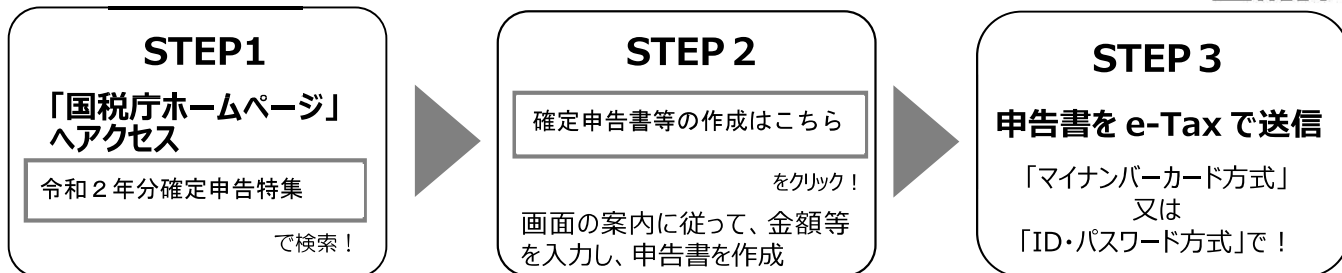
令和 2 年分確定申告に関するお知らせ

▼▼▼パソコンやスマホでご自宅から申告できます！▼▼▼

所得税（譲渡所得を含む）及び消費税の確定申告については、感染予防のため、

ご自宅からの確定申告をお願いします。

スマートフォン
はこちらから→



※申告書は、作成・印刷し、郵送で提出することもできます！

※青色申告特別控除（65 万円）の適用要件が改正されておりますので、ご注意ください。

▼▼▼申告相談のためのご来場をお考えの方へ▼▼▼

4月以降、申告期限が近づいてきますと、多数の方が来場することが予想されますので、なるべく早い時期でのご来場をお願いいたします。

- 会場への入場には、「**入場整理券**」が必要です。
 - ※ 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINE アプリで国税庁 LINE 公式アカウントを「友だち追加」していただくことで事前に日時指定の入場整理券を入手することが可能です（詳しくは裏面をご覧ください。）。
- 申告義務のない方が行う還付申告は、5 年間提出することができます（令和 2 年分の確定申告の場合は、令和 7 年 12 月 31 日まで）。

<申告書作成会場のご案内>

申告書作成会場	船橋税務署 (住所：船橋市東船橋 5-7-7)
開設期間	令和 3 年 2 月 16 日～令和 3 年 4 月 15 日（土日祝を除きます）
開設時間	受付 8:30～16:00 (※) 相談 9:00～

※ 入場整理券の配付状況に応じて、**早めに受付を締め切る場合**があります。

申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要です

会場内の混雑緩和のため、申告書作成会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付方法は次の2通りです。

申告書作成会場で

当日配付

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。配付状況は国税庁 HP から確認できます。

または

オンラインで

事前発行

国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加してください。



友だち追加は
こちらから！

LINE で「入場整理券」を取得する方法

STEP 1

国税庁
LINE公式アカウント



※ LINE のホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

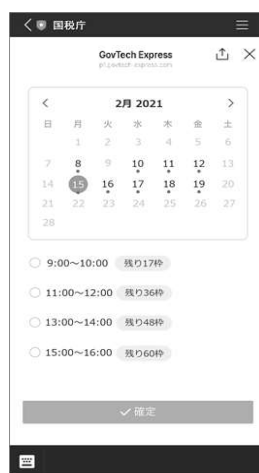
STEP 2

「相談を申し込む」を選択



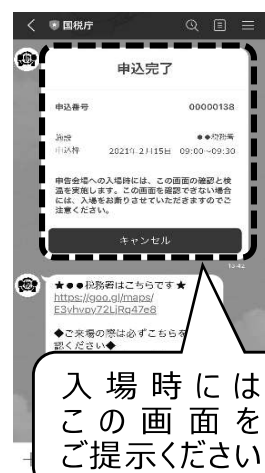
STEP 3

税務署・希望日時を選択



STEP 4

申込完了→会場で提示



STEP 1

LINE アプリから国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加

STEP 2

「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP 3

税務署や来場希望日時を選択（申込は来場希望日の10日前から可能）

STEP 4

内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すれば OK

※ 入場整理券については、作成済みの申告書を提出する場合など、相談を必要としない方は取得していただく必要はありません。